

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	健康診査等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥栖市は、健康診査等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な処置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀県鳥栖市長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康診査等に関する事務
②事務の概要	健康増進法、鳥栖市健康診査等実施要綱等に基づき、本市が実施した健康診査、がん検診等の情報を管理する。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報照会を行う。
③システムの名称	健康管理システム、 中間サーバ、 団体内統合利用番号連携サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
健康診査等ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1の76の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	特定個人情報の提供ができる根拠 番号法第9条第1項及び別表第1 76の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第54条 照会ができる根拠 番号法第19条第8号 別表第二の102の2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉みらい部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉みらい部 健康増進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鳥栖市 健康福祉みらい部 健康増進課 〒841-8511 佐賀県鳥栖市本町3丁目1496番地1 TEL0942-85-3650

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1第76項	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の76の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	事後	
令和1年6月21日	①実施の有無	未定	実施しない	事後	
令和1年6月21日	①部署	市民福祉部 健康増進課	健康福祉みらい部 健康増進課	事後	
令和1年6月21日	②所属長の役職名	健康増進課長 内田幸男	健康増進課長	事後	
令和1年6月21日	請求先	市民福祉部健康増進課	健康福祉みらい部 健康増進課	事後	
令和1年6月21日	連絡先	鳥栖市 市民福祉部健康増進課 〒841-8511 佐賀県鳥栖市本町3丁目1496番地1 Tel.0942-85-3650	鳥栖市 健康福祉みらい部 健康増進課 〒841-8511 佐賀県鳥栖市本町3丁目1496番地1 Tel.0942-85-3650	事後	
令和1年6月21日	1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年1月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年1月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和4年3月11日	②事務の概要	健康増進法、鳥栖市健康診査等実施要綱等に基づき、本市が実施した健康診査、がん検診等の情報を管理する。	健康増進法、鳥栖市健康診査等実施要綱等に基づき、本市が実施した健康診査、がん検診等の情報を管理する。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報照会を行う。	事前	
令和4年3月11日	①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月11日	②法令上の根拠		特定個人情報の提供ができる根拠 番号法第9条第1項及び別表第1 76の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第54条 照会ができる根拠 番号法第19条第8号 別表第二の102の2項	事前	
令和4年3月11日	1. 対象人数 いつ時点の係数	平成31年4月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事前	
令和4年3月11日	2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事前	
令和4年3月11日	4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	<input type="checkbox"/> 委託しない	<input type="checkbox"/> 委託しない	事前	
令和4年3月11日	委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年3月11日	6. 情報提供ネットワークとの接続	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	事前	
令和4年3月11日	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年3月11日	不正が提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	